

○建設委員会

・内閣提出法律案(一〇件)

番号	件名	院議先	月提出日	参議院	本会議院	備考
24※	23※	22	21※	20※	14	
都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案	交通安全施設等整備事業に関する法律案	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案	農地所有者等賃貸住宅建設融資利息補給臨時措置法の一部を改正する法律案	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	農住組合法の一部を改正する法律案	
タ	タ	タ	タ	タ	衆	院議先
二、二二	二、二二	二、二三	二、二二	二、二二	二、八	月提出日
(予)二、一二	(予)二、一二	(予)二、一二	(予)二、一二	(予)二、一二	(予)二、八	委員会付託
可決	可決	可決	可決	可決	可決	委員会議決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	本会議議決
二、一二	対交通策特委	二、一二	二、一二	二、一二	二、八	委員会付託
可決	可決	可決	可決	可決	可決	委員会議決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	本会議議決
						(注)※は予算関係法律案

3	番号
住宅基本法案	件名
(三、一、八) 外二名	提出者 吉井光照君 (月日) 一、二
	予備送付月日
	本院提出
(予)	委員会付託 三、一、一一
	委員会議決 本會議議決
	委員会付託 三、一、一一
繼續審査	委員會議決 本會議議決
	備考

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件	名	院議先	月提日出	参議院	衆議院	備考
56	55	54	53				
下水道整備緊急措置法の一部を改 正する法律案	河川法の一部を改正する法律案	道路法及び駐車場法の一部を改 正する法律案	生産緑地法の一部を改正する法律 案				
参	ク	ク	衆				
二、二五	二、二五	二、二五	三、 二、二五				
二、二五	(予) 四、一二	(予) 二、二三	三、 (予) 二、二五				
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	委員会付託 委員会議決
可 決	可 決	可 決	四、 二三	四、 一八	三、 四、一九	三、 四、一九	本会議議決
(予) 二、二五	四、 八		二、 二五	二、 二五	三、 二、二五	三、 二、二五	委員会付託
可 決	可 決	可 決	四、 二二	四、 二二	三、 四、九	三、 四、九	委員会議決
可 決	可 決	可 決	四、 一八	四、 一八	三、 四、一	三、 四、一	本会議議決

番号	件名	提出者(月日)	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
	正する法律案	木間章君 (三、三、一七)	付月日	委員会付託	委員会議決	委員会付託
1	総合保養地域整備法の一部を改 正する法律案	三、 一九	三、 二九	三、 (予)	三、 二九	三、 二九
1		外十 名	木間 章君	木間 章君	木間 章君	木間 章君
1						

農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

要旨

本法律案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換を引き続き促進するため、農住組合の設立認可の申請期限の延長、対象地域の拡大等を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、農住組合の設立認可の申請を行うことができる期限を十箇年延長し、平成十三年五月十九日までとする。
- 二、農住組合を設立することができる地域について、首都圏、近畿圏及び中部圏の都市開発区域、道府県厅所在の市並びに人口二十五万人以上の市を加える。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農住組合法の一部を改正する法律案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への転換を促進するため、農住組合の設立認可の申請期限の延長、対象地域の拡大等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全

次に、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、賃貸住宅の供給の促進等のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を平成十二年三月三十一日まで延長とともに、転貸する事業を行う者に對し賃貸するための住宅の建設資金の融資についても利子補給契約の対象とすることができます等の措置を講じようとするものであります。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の資金の貸し付けの特例の適用期限を平成十二年三月三十一日まで延長とともに、土地区画整理事業の施行の要請に係る土地の面積の条件を緩和する等の措置を講じようとするものであります。

会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、都市公園等の緊急かつ計画的な整備を促進するため、現行の五ヵ年計画に引き続き、新たに平成二年度を初年度とする都市公園等整備五ヵ年計画を策定する等の措置を講じようとする

じょうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願い

ます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案は、居住水準の向上を図り、良質な住宅ストッ

クの形成に資するため、特別割増貸付制度の適用期限の延長、賃貸住宅建設資金貸付けに係る特別割増貸付けの導入、産業労働者住宅貸付制度の拡充等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

一、特別割増貸付制度の改善等

特別割増貸付制度の適用期限を平成八年三月三十一日まで五年間延長するとともに、賃貸住宅を建設する者に對しても特別割増貸付制度の適用対象とする。

二、産業労働者住宅貸付制度の改善

従業員に貸し付けるため住宅を必要とする事業者等に賃貸するための住宅（いわゆる借上社宅）の建設についても必要な資金の貸付けを行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、国民の居住水準の向上と内需の持続的拡大を図るため、住宅金融公庫の行う資金の貸し付けについて、みずから居住するため住宅を必要とする者に対する特別割り増し貸付制度の適用期限を平成八年三月三十一日まで延長するとともに、

賃貸住宅を建設する者に対しても特別割り増し貸し付けを行うこととし、あわせて、従業員に貸し付けるため住宅を必要とする事業者等に賃貸するための住宅建設に必要な資金の貸し付けを行うこととするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、最近における交通事故の増加傾向にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、現行の五カ年計画に引き続き、平成三年度以降五カ年間ににおいて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二二一号）

要旨

本法律案は、賃貸住宅の供給の促進等のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を、平成十二年三月三十日まで九年間延長するとともに、転貸する事業を行う者に対し賃貸するための住宅の建設資金の融資についても利子補給契約の対象とすることができる等の措置を講じようとするものである。

委員長報告

一九一ページ参照

特定市街化区域農地の固定資産税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二二一号）

要旨

本法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するた

めの土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の資金の貸付けの特例の適用期限を、平成十二年三月三十一日まで九年間延長するとともに、土地区画整理事業の施行の要請に係る土地の区域の面積の条件を緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員長報告

一九二一ページ参照

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）

要旨

本法律案は、最近における交通事故の増加傾向等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、現行の五箇年計画に引き続き、平成三年度以降五箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成しようとするものである。

委員長報告

一九三一ページ参照

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

要旨

本法律案は、都市公園等の緊急かつ計画的な整備を促進するため、現行の五箇年計画に引き続き、新たに平成三年度を初年度とする都市公園等整備五箇年計画を策定する等の措置を講じようとするものである。

委員長報告

一九二一ページ参照

生産緑地法の一部を改正する法律案（閣法第五三二号）

要旨

本法律案は、市街化区域内における農地等の計画的な保全を図ることにより農林漁業と調和した良好な都市環境を保全するため、生産緑地地区の面積要件の緩和、権利制限の見直し等を行おうとするもので、その主な内容は、次のようにおりである。

一、第一種生産緑地地区に関する都市計画及び第二種生産

緑地地区に関する都市計画を定める際の面積要件を五百平方メートル以上に引き下げるとともに、第一種生産緑地地区に関する都市計画に係る失効制度を廃止し、第一種生産緑地地区に関する都市計画及び第二種生産緑地地区に関する都市計画を統合する。

一、生産緑地の買取りの申出の開始時期を指定後三十年に延長するとともに、生産緑地に係る農林漁業に一定割合以上従事している者の死亡等の場合にも買取りの申出ができることとする。

質疑を終了し、日本共産党を代表して上田委員より、生産緑地地区の面積要件の引下げ等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

要旨

本法律案は、自動車の駐車施設の整備を総合的かつ計画的に推進するとともに、道路構造の保全と安全で円滑な道路交通の確保を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第一 道路法の改正

一、道路管理者が、その設置する駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を徴収できる制度を設ける。
二、道路管理者は、違法放置物件の除去、長時間放置車録によって御承知願います。

両の移動等の措置を講ずることができる。

第二 駐車場法の改正

- 一、都市計画で定める駐車場整備地区の対象区域に、住居地域、準工業地域等を追加する。
- 二、市町村は、駐車場整備地区における駐車場整備計画を定めなければならないこととする。
- 三、駐車施設の附置を義務付ける建築物の範囲を拡大する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案は、

自動車の駐車施設の整備を総合的かつ計画的に推進し、道路構造の保全と安全で円滑な道路交通の確保を図るため、道路管理者がその設置する駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を徴収できる制度を設け、あわせて都市計画で定める駐車場整備地区の対象区域を拡大し、市町村は当該駐車場整備地区における駐車場整備計画を定めなければならぬこととともに、駐車施設の附置を義務付ける建築物の範囲を拡大するほか、道路管理者による違法放置物件の除去、長時間放置された車両の移動等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、河川法の一部を改正する法律案は、計画高水流量を超える洪水に耐えることができる高規格堤防の整備の推進を図るため、高規格堤防特別区域において工作物の新築等に対する規制を緩和するとともに、河川管理者は高規格堤防が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合に、他人の土地において原状回復措置等をとることができます。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案は、

自動車の駐車施設の整備を総合的かつ計画的に推進し、道路構造の保全と安全で円滑な道路交通の確保を図るため、

道路管理者がその設置する駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を徴収できる制度を設け、あわせて都市計画で定める駐車場整備地区の対象区域を拡大し、市町村は当該駐車場整備地区における駐車場整備計画を定めなければならぬこととともに、駐車施設の附置を義務付ける建築物の範囲を拡大するほか、道路管理者による違法放

河川法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

前ページ参照

要旨

本法律案は、計画高水流量を超える洪水に耐えることのできる高規格堤防の整備の推進を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、河川管理者は、高規格堤防の敷地のうち通常の利用に供することができる土地の区域を高規格堤防特別区域として指定する。

二、高規格堤防特別区域内の土地においては、一定の工作物の新築等について、河川管理者の許可を要しないとするとともに、河川管理者は、許可の申請に係る行為が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り許可しなければならないものとする。

三、河川管理者は、高規格堤防が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、他人の土地において、高規格堤防を原状に回復する措置等をとることができる。

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、現行の五箇年計画に引き続き、新たに平成二年度を初年度とする下水道整備五箇年計画を策定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、現行の五カ年計画に引き続き、新たに平成二年度を初年度とする下水道整備五カ年計画を策定しようとします。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願い

ます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。